

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

平成19年10月1日

近畿地方整備局

滋賀国道事務所長 福岡 彰三

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、滋賀国道管内において、平成18年の豪雪時に、積雪・凍結による交通渋滞の多発や、苦情・問い合わせが殺到、高速道路の通行止などによる情報処理の増大など、道路管理者の雪寒体制にさまざまな課題が発生したことを踏まえ、各関係機関における平成18年度の雪寒対応状況等について調査・分析を行ない今後の雪寒業務のあり方について検討するとともに、ITS技術を活用した冬期道路情報共有システムの構築・運用に向けた検討を行うものである。

業務の実施にあたっては、道路管理業務に精通し、雪寒対策指針等に基づく適正かつ的確な分析能力が必要であり、かつ冬期の道路保全技術について精通し高度な専門知識、幅広い知見と豊富な経験を有するとともに、ITS技術を活用した「冬期道路情報共有システム」について精通し高度な専門的技術を有するとともに、関係機関との運用調整能力を有することが求められることから（財）道路保全技術センター（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1)業務名 平成19年度滋賀県境周辺冬期道路における情報提供検討他業務

(2)業務内容

①滋賀県境周辺冬期交通検討

- ・平成18年度冬期雪寒対応状況調査
- ・連絡会（幹事会）の運営
- ・平成19年度冬期雪寒対応状況調査

②冬期道路情報共有システム検討

- ・滋賀県域における道路管理の課題整理
- ・道路情報共有・提供のあり方に関する検討
- ・情報共有・提供システムの概略検討
- ・情報板ガイダンスの機能拡張検討
- ・システム整備方針・スケジュールの策定
- ・「道路情報共有に関する検討協議会」運営支援

(3)履行期限 締結の翌日から平成20年3月10日

3. 業務目的

本業務は、滋賀国道管内において、平成18年の豪雪時に、積雪・凍結による交通渋滞の多発や、苦情・問い合わせが殺到、高速道路の通行止などによる情報処理の増大など、道路管理者の雪寒体制にさまざまな課題が発生したことを踏まえ、各関係機関における平成18年度の雪寒対応状況等について調査・分析を行ない今後の雪寒業務のあり方について検討するとともに、ITS技術を活用した冬期道路情報共有システムの構築・運用に向けた検討を行うものである。

4. 応募要件

(1)参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

- ・ 冬期の道路保全技術について精通し高度な専門知識、幅広い知見と豊富な経験を有すること。
- ・ 道路管理業務に精通し、雪寒対策指針等に基づく適正・的確な分析能力を有すること。
- ・ ITS技術を活用した「冬期道路情報共有システム」について精通し、高度な専門的技術を有するとともに、関係機関との運用調整能力を有すること。

3) 中立性・公平性に関する要件

建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との資本、もしくは人事関係がないこと。ここでいう「資本、もしくは人事関係」とは、次のイ) 又はロ) に該当する関係である。

- イ) 参加表明者と建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は受注希望がある企業との間で、一方が、もう一方の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている関係。
- ロ) 参加表明者の代表権を有する役員が、建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業の代表権を有する役員を兼ねている関係。

4) 守秘性に関する要件

- ・ 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

5) 業務執行体制に関する要件

- ① 滋賀国道事務所管内に本・支社(店)または営業所があること。
- ② 本業務を実施する担当技術者と体制を確保していること。

6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・ 同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国が発注したITS技術を活用した冬期道路情報共有システム構築に関する業務及び冬期交通確保に関する対策業務
- ・ 類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政

令市が発注した I T S 技術を活用した冬期道路情報共有システム構築に関する業務又は冬期交通確保に関する対策業務

7) その他近畿地方整備局長が必要と認めた要件

災害時に本業務に関連する緊急的な業務に対し、迅速かつ確実に応援態勢がとれること。

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

① 配置予定管理技術者

・ 資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 技術士（総合技術監理部門：建設部門に関する科目に限る）を有する者。

イ) 技術士（建設部門）を有する者。

ただし平成14年度以降の合格者の場合には、14年以上の実務経験を有する者。

ウ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で技術士（建設部門）の資格、又は1級土木施工管理技士の資格を取得している者。

エ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。

オ) 国土交通大臣認定者（建設コンサルタント登録規程により技術管理者として認定された者。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）についても、建設コンサルタント登録規程により技術管理者として認定を受けている必要がある。）

・ 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国が発注した I T S 技術を活用した冬期道路情報共有システム構築に関する業務及び冬期交通確保に関する対策業務

類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した I T S 技術を活用した冬期道路情報共有システム構築に関する業務又は冬期交通確保に関する対策業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒520-0803 滋賀県大津市竜が丘4番5号

国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所 経理課 契約指導係

TEL：077-523-1741（内線223）FAX：077-523-1996

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

平成19年10月1日から平成19年10月10日まで

（土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時30分から16時30分まで）

② 交付場所

(1)に同じ。

③ 交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

平成19年10月11日16時30分

② 提出場所

(1)に同じ。

③ 提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：

平成19年10月26日 16:30

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。